



# NewsLetter

vol. 2



特定非営利活動法人子どもセンター「パオ」設立認証●

パオシェルター始まります●

お仲間紹介「子どもセンターてんぽ」●



## 子どもセンター「パオ」はNPO法人としてスタートします

祝!! 特定非営利活動法人子どもセンター「パオ」設立認証

2006年12月20日

2006年12月20日、めでたく特定非営利活動法人子どもセンター「パオ」の設立が愛知県知事から認証されました。

愛知県のNPO法人の認証申請は、申請書類の書式はインターネットでダウンロードできますし、兄貴分である東京の「カリヨン子どもセンター」からもらった申請手続書類一式があったので、楽勝・・・と甘く考えていたのですが、誤字はある、役員の名簿の住所の記載方法が住民票通りではないなどなど…「今日はご相談ということで、訂正済みの書類をお持ちいただいたときに申請を受け付けます」と初訪問では、しょんぼり引き返したのでした。

結局9月26日に申請受付してもらい、その後は何ら問合せや訂正もなく、無事12月20日に設立が認証されました。

登記は司法書士のパオ運営委員の一人である加藤龍彦さんの出番と、私は22日に加藤さんの事務所に、届いたばかりの設立認証通知を届けたのですが、後から定款がない、理事全員の就任承諾書及び誓約書がない、資産の総額を証明する書類がない…と12月27日までに登記申請しなければならない加藤さんの足を引っ張りまくったのでした。

さて、設立の認証を受けると、その前とどう違うのでしょうか?

第一に社会的な信用が増すということです。

「パオ」は、子どもたちの受け入れ及び自立支援について、



▲念願のNPO法人子どもセンター「パオ」設立に喜びもひとしおです

愛知県や名古屋市の児童相談センターと連携して行こうと考えていますが、「パオ」が認証法人となったことで、具体的な連携のあり方の協議に入れそうです。

第二に寄付をされた方が所得税の控除を受けることができるようになります。これは今すぐに実現するわけではなく、2年以上地道に活動を続けた認証法人が国税庁長官の承認を受けて認められるのですが、「パオ」が寄付金控除団体となれば、企業や個人の方からより寄付をしていただきやすくなると思います。私たちもNPOとしてより皆さんに信頼してもらえる団体となるよう、誠実に一つ一つ、事業を進めたいと思います。

引き続き応援よろしくお願いします。(監事・熊田登与子)

### NPO法人認証を出発点として

子どもセンター「パオ」副代表理事 菅田理



今、子どもを守り、支え、共に生き、育ちたいとたくさんの人々がパオの輪につながってきてくれています。

子どもセンター「パオ」では結成以来この活動を社会的に認められ根付ぐものにしていこうと努めてきました。

その大切なステップとして、特定非営利活動法人として設立認証の申請を行ってきました。おかげさまで昨年12月には無事にNPO法人として認証されるところとなりました。

これで子どものパートナーとして、子どもを守り育てるネットワークとして、大きな出発点に立つことができました。

また、この4月からはシェルターを開設し、安心して過ごせる居場所を失った子どもに、一時的ではありますが居場所をつくり、さらに自立へのステップを支援し、子どもの声を聴きながら支援の輪を広げていこうと進めています。

さらに今後ともご支援いただきますようお願いいたします。

